

別記様式

議 事 録

会議の名称	岩倉市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年5月14日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	市役所7階 第2、3委員会室
出席者(欠席委員) 事務局	出席委員：田中会長、櫻井副会長、押谷委員、村瀬委員、浜島委員、 梶浦委員、山内委員、石黒委員、宮治委員、吉田委員、 三宅委員、下條委員、加藤委員 事務局：市長、市民協働部長、市民窓口課長、国保年金グループ長、 国保年金グループ主査
会議の議題	(1) 諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について (2) 岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要について (3) 第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第2期 岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他（会長が指名した委員の確認を得ている）
会議に提出された 資料の名称	・資料1 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について ・資料2 岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要について ・資料3 第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第2 期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 市長あいさつ

2 会長あいさつ

3 議題

会 長： 本日は、事務局より「国民健康保険税条例の改正」を予定しており、改正案について、諮問をさせていただきたいとのことでありましたので、会長名で会議を招集させていただきました。円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、協議会規則第8条の規定に基づき、本会議の会議録に署名していただく委員の指名を行います。

本日の署名委員は、宮治委員と下條委員にお願いします。署名委員は、会議録の作成後に事務局から、改めて署名の依頼をしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。本日は3つの議題がございます。

議題（1）諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

議 長： 一つ目の議題として「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について」が提出されています。それでは、市長から諮問についてお願いします。

市 長： 本日の協議会には、諮問第1号として、「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正」につきまして、岩倉市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき意見を求めるものでございます。

諮問事項の1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例第2条及び第28条に規定しております賦課限度額につきまして、「後期高齢者支援金等課税額」を24万円に改めるものでございます。

諮問事項の2点目は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例第28条に規定しております所得基準額につきまして、5割軽減の対象となる所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を「29万5千円」に、2割軽減の対象となる所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を「54万5千円」に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議 長： それでは議題1について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （資料により説明）

議 長： ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問がありましたら

お願いします。

委員： 岩倉市として限度額を改正する必要があるのでしょうか。

事務局： 改正を行わない場合、高所得者層の負担は変わらず、中間所得者層の負担が重くなります。今年度税率の引き上げを行ったこともあり、中間所得者層に一定の配慮をするためにも改正は必要であると考えます。

委員： 軽減措置を見直すことで軽減世帯も増えるのでしょうか。

事務局： 令和5年度賦課状況の試算ではありますが、資料1にありますとおり軽減世帯の割合は49.4%から50.0%に増加し、国民健康保険加入世帯の半分が軽減世帯になる見込みです。

委員： 限度額を国の基準に合わせる必要はあるのでしょうか。合わせないことでペナルティはありますか。

事務局： ペナルティはありません。平成28年度までは岩倉市の限度額は国の基準と乖離していました。現在、国民健康保険制度は県単位化しており、国の基準に合わせていく必要があると考えています。

議長： 他にありませんでしょうか。それでは、この諮問につきましては、原案のとおり了として答申してよろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

議長： 異議なしとのことですので、原案のとおり了として答申いたします。答申書は、事務局と協議の上、作成し、市長へ届けることといたします。なお、答申については、会長の私に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

議長： ありがとうございます。それでは、会議終了後に速やかに答申書を届けることとします。これで、議題(1)「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」を終わります。

議題(2) 岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要について

議長： 続きまして議題2について、事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料により説明)

議長： 説明が終わりました。ただ今の事務局からの説明内容について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員： 総務費が約2,000万円増加していますが、マイナンバー保険証一体化にかかるシステム改修費用がそれくらいかかるのでしょうか。

事務局： 総務費が増加した要因としては人件費のほか、マイナンバー保険証一体化対応にかかるシステム改修費用です。システム改修費用は当初予算で約1,000万円を見込んでいますが、その他、国からの通知により補正予算で対応するものもあります。

委 員： 岩倉市のマイナンバー保険証の移行はどの程度でしょうか。

事務局： 岩倉市民のマイナンバーカードの保有率は、最新の数字で74.6%となっています。国民健康保険被保険者のうちマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方は、令和6年4月時点で全体の約61.5%、約4,950人が保険証の利用登録をされていることとなります。1年前と比較すると約8%増加しています。

委 員： 医療機関でのマイナ保険証への対応するための設備環境や、受診される人の割合についてはどうですか。

委 員： 確認はしていませんが、岩倉市のほとんどの医療機関で設備環境は整っていると思います。実際に使用している人の割合は全国的な数字からみると約3～5%になるかと思います。

委 員： 現在はまだ保険証が使える状態にあり、マイナ保険証で受診すると通常の保険証より手間と時間がかかるため、あまり使われていない印象です。

委 員： 実際にどのような手間があるのですか。

委 員： 保険証なら月1回窓口で見せるだけですが、マイナ保険証の場合は受診するたびに自身で機械に置いてパスワードを入力するか、顔認証を行い、その後確認事項の質問に答える必要があります。この一連の作業を行うため、マイナ保険証の場合、受付には時間がかかります。

事務局： マイナ保険証を利用することで薬剤情報や健診情報を共有することができるというメリットはあります。実際に使用してもらい慣れてもらうことで普及していく部分もあると思います。

委 員： マイナ保険証での受診は手間と時間がかかるようですが、事務局としてそういった手間や時間を簡略化するような働きかけはできるのでしょうか。

事務局： そういった声を市長会を通じて要望することもできますが、国が決めてきていることであり、現実的には厳しいです。国としても手間や時間を少なくするようなシステムにしていると思いますが、まだまだ難しい部分もあるのかと思います。今後も国の動向に注視していきます。

委 員： 今使っている保険証は今年で終了するのですか。

事務局： 今年の12月2日以降は新しい保険証は発行せず、マイナポータルで保険証利用登録をしていない方へは資格確認書を発行する形になります。

委 員： マイナ保険証を簡単に利用するための手引きのようなものはあるのですか。

事務局： 国から通知が届いており、市役所の電子掲示板で公開しています。

議題（３）第３期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第２期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について

議長： 続きまして議題３について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （資料に基づき説明）

議長： ただ今の事務局からの説明内容について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員： 特定健診の受診率が低い原因をどう考えていますか。

事務局： 特定健診については、事前予約を導入しています。受診をされた方からは「以前に比べて待ち時間が少なくなった」、「混雑がなかった」といった好意的な意見をいただいておりますが、受診されていない方をどうやって受診に繋げるか、PR方法や環境整備等が課題と考えています。

委員： 受診の予約方法はどう改善されてきたのでしょうか。

事務局： 以前は市において受診日を指定していたため希望日に受診ができませんでしたが、現在は返信はがきで受診したい日にちを選んで申込みできるようになっています。またインターネット予約により、自身で受診したい日を確認して予約することもできます。

委員： インターネット予約だと空いている日が分かるのでしょうか。

事務局： カレンダー上の空き状況によって○、△、×というように視覚的に確認できるようになっており、自身で日にちを選択して予約してもらいます。

委員： コロナ禍により密を避けるという意識が働いていることもあると思いますが、現在の事前予約制になってから受診率が回復していないということは、利便性が上がり受診する人からは好評ですが、受診していない人からは不評ということであり、受診方法が変わったことにより受診率が下がっていると見るのが妥当ではないのでしょうか。何か対策を考えていますか。

事務局： 事前予約制を導入したことにより受診率が下がっているかどうか検証するために、今年度は健診日程の最初の５日間を予約なしで自由に受診できる日として設定しています。

委員： 現在は事前予約制が浸透しているため、予約なしで受診できる日があるというのを周知する必要があるのではないのでしょうか。

事務局： 対象者に発送している返信はがきに予約なしで受診できる日について記載しているほか、健診ガイド、広報、ホームページで周知を行っています。予約なしで受診できる５日間に来られた方などからの声を聴いて検証していきたいと思っております。

委員： 人工知能を活用した受診勧奨とはどのようなものですか。

事務局： 以前の間人ドックの受診勧奨通知は１種類でしたが、業者委託により

健診履歴、問診内容、受診傾向から、受診勧奨対象者を5種類のタイプに分けて、タイプ別に応じた内容の勧奨通知を送付しています。それぞれの方の特性に応じた内容とすることで、効果的な受診勧奨を行っています。

議長： 他にご意見はありませんか。ご意見も無いようですので、以上で、本日の議題はすべて終了させていただきます。皆さまのご協力のおかげで議事がスムーズに進行できましたことを感謝申し上げます。それでは、事務局へ進行をお戻ししますので、よろしくをお願いします。

4 その他

事務局： （委員交代と次回の運営協議会開催日程について説明）

それでは、以上で、本日の会議を閉じさせていただきます。長時間にわたり、ご協議いただき、ありがとうございました。